

介護保険法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課することとされており、具体的には各市町村が定める基準額に、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項各号又は第39条第1項各号に掲げる第1号被保険者の介護保険料に関する区分（以下「標準段階」という。）に応じて、当該区分ごとに定める割合を乗じて得た額とされている。
- 標準段階のうち第1段階（令第38条第1項第1号又は第39条第1項第1号に掲げる区分をいう。以下同じ。）及び第4段階（令第38条第1項第4号又は第39条第1項第4号に掲げる区分をいう。以下同じ。）については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得の金額を控除した額との合計額が80万9,000円以下であることが所得基準の一部として設けられているところ、令和7年に支給される老齢基礎年金（満額）が80万9,000円を超えることを踏まえ、低所得者の保険料の負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 介護保険の標準段階の第1段階及び第4段階について、80万9,000円から82万6,500円に基準を見直すこととする。

3. 根拠条項

- 介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年11月中旬（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日